消費者行政の施策体系

〔具体的施策〕 〔施策の方向〕 (1)商品等の安全性の調査(経済労働局) 1. 商品等・サービスの I. 安全の確保 (2)安全確保のための表示基準(経済労働局) 安全性確保 (3)商品テスト(経済労働局) (4)家庭用品安全対策(健康福祉局) (5)健康リビング対策(健康福祉局・区役所) (6)公園の遊具の安全点検(建設緑政局・区役所) (1)農作物の安全性確保(経済労働局) 2. 食品の安全性確保 (2)食品営業施設等への立入検査(健康福祉局・区役所) (3)食品等の監視及び検査(健康福祉局・区役所) (4)食中毒調査及び行政処分(健康福祉局・区役所) (5)夏期及び年末の食品等一斉監視(健康福祉局・区役所) (6)自主管理体制の推進(健康福祉局・区役所) (7)消費者への啓発(健康福祉局・区役所) (8)表示及び標ぼう内容の適正化の推進(健康福祉局・区役所) (9)学校給食の安全性確保(教育委員会) (10)保育園給食の安全性確保(市民・こども局) (1)環境衛生関係営業施設 3. 監視指導 (2)専用水道及び簡易専用水道 (健康福祉局・区役所) (3)小規模水道及び小規模受水槽水道 (1)廃家電製品 4. 商品廃棄に係る 汚染防止(環境局) (2)使用済み乾電池 (1)食品等の検査(健康福祉局・区役所) 5. 放射能汚染に対する (2)市内産農産物放射能濃度検査(経済労働局) 安全性確保 (3)東日本大震災後の学校給食の安全性確保(教育委員会) (4)水道水中の放射性物質検査(上下水道局) (1)表示(単位価格)の基準の推進(経済労働局) Ⅱ.表示、計量等の 1. 表示・包装の適正化 (2)包装(消費者包装)の基準の推進(経済労働局) 適正化及び不適正な (3)過剰包装の自粛(環境局) 取引行為の禁止 (4)包装食品の表示基準の推進(経済労働局) (5)自動販売機の表示基準の推進(経済労働局) (6)アフターサービスの基準の推進(経済労働局) (7)家庭用品の品質表示の立入検査(経済労働局) (1)特定計量器(はかり)の定期検査 2. 計量の適正化 (2)特定計量器(メーター)の検査 (経済労働局) (3)商品量目立入検査 (4)商品量目試買検査 (5)計量展示室の公開 (6)適正計量の普及・啓発 (1)事業者との情報交換 3. 不適正な取引行為 (2)不適正な取引行為の禁止 の禁止(経済労働局) (3)被害拡大防止及び未然防止 1. 生活必需物資の確保 (1)北部市場施設整備事業 Ⅲ. 生活必需物資の確保 及び価格の安定 (2)南部市場施設維持補修工事事業 及び価格の安定 (経済労働局) (3)集荷強化対策事業 (4)出荷契約団体報償金交付 (5)産地直売団体育成支援対策

(6)職員調査

(7)市民生活緊急対策

	〔施策の方向〕	〔具体的施策〕
l	2. 災害緊急対策	(1)生活必需品の提供確保(経済労働局) (2)飲料水の供給(上下水道局) (3)備蓄物資等の整備(総務局) (4)防災に関する情報(総務局)
IV. 苦情の処理及び 被害の救済	- 1. 消費生活相談の充実 (経済労働局)	(1)消費生活に関する相談窓口 (2)相談員への助言等の充実 (3)特別相談の実施 (4)緊急特別相談の実施 (5)危害・危険情報の収集 (6)重大事故等の通知 (7)関係機関との連携
	- 2. 被害の救済 (経済労働局)	(1)苦情処理のあっせん・調停等 (2)消費者訴訟の援助 (3)被害救済にむけた関係機関との連携
V. 消費者啓発及び 組織化の推進	1. 消費者情報の提供	(1)消費者行政センターの情報の充実(経済労働局) (2)食品の安全に関する情報(経済労働局) (3)食生活や栄養に関する情報(健康福祉局) (4)消防に関する情報(消防局) (5)住宅に関する情報の提供(まちづくり局)
	2. 消費者教育の推進	(1)川崎市消費者強調月間の実施(経済労働局) (2)生活設計推進(経済労働局) (3)くらしのセミナーの開催(経済労働局) (4)消費者連続講座の実施(経済労働局) (5)市場体験教室等の開催(経済労働局) (6)廃棄物の減量及び有効利用等の推進と啓発(環境局) (7)地球温暖化対策・節電対策に係る啓発(環境局) (8)環境教育(環境局) (9)食育推進地域活動事業(健康福祉局) (10)学校における消費者教育の充実(教育委員会)
	3. 消費者団体等の組織化 の推進	(1)消費者団体の育成及び生活協同組合(経済労働局) (2)食育推進協議会事業(健康福祉局)
Ⅵ. 消費者支援協定	- 1. 消費者支援協定の締結 - (経済労働局)	(1)洗濯用粉石けんの安定供給 (2)家庭用電気製品の修理 (3)上下水道の水回り工事 (4)住宅工事 (5)葬儀の契約
Ⅷ. 施策推進のため の行政体制の充実	- 1. 消費者意見の反映 (経済労働局)	(1)消費者行政推進委員会 (2)消費生活モニター (3)川崎市食の安全確保対策協議会 (4)市長への申出
	2. 消費者行政の 円滑な推進 (経済労働局)	(1)庁内関係局との連携 (2)関係行政機関及び団体との連携強化 (3)権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備